

さいたま都市計画高度利用地区の変更について

【大宮駅西口第四 - 4 地区】

都市計画法第 16 条に基づく説明会の開催状況

【議案第 399 号関係】

議案第399号

さいたま都市計画高度利用地区の変更について

【対象地区】

大宮駅西口第四－4地区

1 都市計画法第16条に基づく説明会の開催状況

(1) 説明会の開催状況

開催日時	令和2年6月26日 19:00～	令和2年6月27日 10:00～
開催場所	大宮区役所 401・402会議室	
出席者	7名	5名

(2) 意見の要旨

意見の要旨	意見に対する市の見解
高度利用地区の公共貢献による空地は、防災に配慮した整備を行い、災害時には周辺住民も活用できるような空間としてほしい。	壁面後退空間等の空地の利用については、土地所有者や事業者の判断になりますが、歩行者空間の充実や、敷地内の緑化等に配慮した整備をすることになります。 いただいたご意見は、土地所有者や事業者にもお伝えします。